

H17 第2期大規模実証 Q&A

1. 助成対象事業について

Q1-1 この助成事業は、どのような事業に対して助成されるのですか。

A1-1 本助成事業は、燃料電池を一般家庭等に設置し、実際の使用状態での運転データ等を取得する事業に助成します。

この事業の実施により、今後取り組む必要のある燃料電池技術開発課題が明らかになって官民ともに技術開発が促進されるとともに、大規模かつ広域的に実施することで燃料電池製造企業やエネルギー供給事業者の量産・メンテナンス技術の確立、体制整備等が促進され、燃料電池の実用化が進展することを期待しています。

Q1-2 どのような燃料電池が助成の対象になりますか。

A1-2 以下のような定置用燃料電池システムが助成の対象となります。

住宅等への設置に適したシステムで定格出力が1kW級であるもの。

未使用品であること。(中古品は対象外)

半年間に30台以上申請者に提供できるメーカーの製品であって以下の性能をみたすもの(効率についてはLPGの場合は2%の効率低下を容認)

- ・ 定格運転時の発電効率が30%以上(HHV)
- ・ 定格運転時の総合効率が65%以上(HHV)
- ・ 50%負荷運転時発電効率が27%以上(HHV)
- ・ 50%負荷運転時総合効率が54%以上(HHV)
- ・ システムの耐久性が2年以上であること

Q1-3 燃料電池システムの設置先に制限はありますか。

A1-3 本助成事業は、燃料電池を一般の方の日常生活で使用した場合に、どのような不具合があるか、技術的に未解決な問題は何か、設置した結果どのような効果(省エネ性やCO₂削減など)があるか等についてのデータ収集を行うことを目的としています。

したがって、一定の日常的な電気及び熱需要が見込める「一般家庭等」が好ましいと考えています。

Q1-4 一般家庭等の「等」は、一般家庭以外にどのような設置先を考えていますか。

A1-4 本事業の目的の一つは、定置用燃料電池システムの今後に向けた導入促進であり、その一番の導入先は一般家庭であると考えています。しかし、一般家庭以外でも省エネ性、環境特性等の面で良い設置先であり、今後導入促進が図られる設置先であれば一般家庭に限らないので「等」をつけています。

2 . 助成対象事業者について

Q2-1 本助成事業に応募できる者を具体的に教えてください。

A2-1 本助成事業における助成対象者は、エネルギー供給事業者が応募の対象です。
また、財団が定める期間内(半年以内)に同一燃料電池メーカーから5台以上、合計台数10台以上を購入し、設置及び2年間のデータ収集を行うことが可能な者に限られます。

(注) 財団が定める期間は、概ね4月～9月又は10月～2月です。

Q2-2 「エネルギー供給事業者」とはどのような者ですか。

A2-2 「エネルギー供給事業者」とは、燃料電池に直接又は特約代理店を介して自ら燃料を供給することができ、かつ、一般家庭等の燃料需要家に対する燃料供給を行う契約、供給関係を持つ特約店等の確実な接点を持っている事業者であって、メンテナンス、データ収集が日常的にできる事業者となります。

Q2-3 協力事業者の定義とは。

A2-3 協力事業者とは、本事業の参画要件(最低台数等)を満たさないエネルギー供給事業者であって、メンテナンス、緊急時対応等の観点から実施者を補佐する事業者である。なお、協力事業者の協力を得て設置する燃料電池については、本事業への参画要件(最低台数等)算出には参入されない。

3 . 助成金対象経費について

Q3-1 助成上限額はシステム設置1件当たり600万円を上限であるが、例えばシステム設備費だけで600万円を超えてしまう場合、システム設備費のみを助成対象経費として工事費を助成対象外として交付申請して良いか。

A3-1 本助成事業に参加するために必要な燃料電池本体、貯湯槽、バックアップバーナー、計測機器及びそれらの設置の際に必要な配線・配線機具、配管・配管機具の購入費用並びにこれらを据付するために必要な工事費用はすべて申請してください。

Q3-2 協力事業者やシステム設置先が工事費を負担して良いか。

A3-2 助成対象経費に係る金銭のやり取りは出来ません。

4 . 予算関係(設置台数)

Q4-1 平成17年度の交付件数は。

A4-1 平成17年度の交付件数は、システム設置一台あたり600万円と仮定すると、400件交付可能です。
なお、第1期は175件交付決定しています。

5 . 設置期間について

Q5-1 本助成事業の募集は年何回ありますか。

A5-1 現在のところ、各年度2回(3~4月、8~9月)を予定しています。本年度の応募期間は以下の通りとなっています。

第1期募集 平成17年3月18日~4月15日

第2期募集 平成17年8月15日~9月15日

なお、助成事業は、この募集に合わせて、1年を2期に分けて設定しますので、各期で採択した案件は、原則として、以下の助成事業実施期間内に燃料電池の設置、初期データ確認、評価データ取得を完了する必要があります。

(助成事業実施期間)

第1期 第1期助成金交付決定日~9月30日

第2期 第2期助成金交付決定日~2月28日

Q5-2 助成金交付決定から助成金支払いまでの流れを教えてください。

A5-2 本事業では、助成金の交付決定を受けた後、財団が定めた助成事業実施期間内に燃料電池システムの設置、初期データ確認、評価データ取得を完了する必要があります。ちなみに、第1期の完了日は平成17年9月30日です。

もう少し具体的な流れを説明しますと、第1期に交付決定されたものは8月末までにシステムの設置が終了し、システムを設置した住宅等に実際に住人が生活し、継続的に運転データが得られる状態となった後に、1日間の初期データを取得し、その後、9月1日~15日までの間に評価データを取得し、9月20日までに財団に提出していただきます。なお、9月末日までに実績報告書を提出すれば、当方で提出書類等を確認の上、助成金をお支払いします。

なお、助成事業終了日以降、2年間は各システム毎の運転データ等の報告義務が課されていますので、四半期毎に定められた方法で財団に報告してください。

Q5-3 第1期に交付決定されたもののうち、8月末までにシステムの設置はしたが、住人が住み、運転データが得られる状態に出来なかった場合はどうなりますか。

A5-3 この場合は、9月1日から15日までの間の評価データ取得ができなくなりますが、9月末日までにシステムを設置した住宅等に実際に住人が生活し、1日間の初期データ確認ができる状態まで完了している場合は、9月末日までに実績報告書を提出すれば事業が完了したものと見なして、助成金の精算払いを受けることができます。

ただし、9月1日から15日間に評価データを取得していないので、事前に評価データの提出出来ない旨の理由等を記載して財団に報告するとともに、翌期の3月1日から15日に評価データを取得し、報告していただくこととなります。なお、この場合は、当該年度の第2期に助成金の申請をしたときに台数確定の参考にする評価データがないこととなり、助成するシステム台数の確定の際にペナルティーを負うこととなります。

Q5-4 第1期に交付決定されたもののうち、9月末までにシステムの設置まではでき
たが、初期データ及び運転データを取れる状態には出来なかった場合はどうな
りますか。

A5-4 この場合は、その状況が判明した時点で、9月末より前に助成事業終了日の計
画変更申請を財団に行い、承認を受ける必要があります。

承認を受けた場合は、財団に9月末までに期末実績報告書を提出して、設置
が終了し初期データの取得が完了している部分については事業完了として取
扱い、助成金の概算払いを受けることができます。

なお、計画変更を行ったシステムについては、平成18年2月末までシス
テムの設置が終了し、設置した住宅等に実際に住人が生活し、継続的に運転
データが得られる状態となった後に、1日間の初期データを取得し、財団に
翌年の2月末までに実績報告書を提出することにより事業完了とみなします。

なお、評価データは、第2期の評価データ(3月1日～3月15日)を取
得し、報告していただくこととなります。

Q5-5 第1期に交付決定されたもののうち、9月末日までにシステムの設置ができな
かった場合はどうなりますか。

A5-5 第1期に交付決定されたもので、9月末までに設置できなかった場合は、交付
決定の全部若しくは一部を中止する旨の計画変更申請を行い、財団の承認を受
ける必要があります。

Q5-6 計画変更を行ったもので、初期運転データの取得が助成事業完了日までに行え
なかった場合はどうなりますか。

A5-6 第1期に交付決定されたもので、計画変更を行ったが初期運転データの取得が
翌年の2月末日までに行えなかった場合は、計画変更により交付決定の全部若
しくは一部を中止する申請を行い、財団の承認を受ける必要があります。

Q5-7 Q5-3からQ5-5の各ケースについて、第2期に当てはめた場合はどのようにな
りますか。

A5-7 基本的には、Q5-3からQ5-5と同様に考えてください。ただし、第2期は2月
28日が助成事業終了日となりますので、2月末日までに実績報告書を提出す
る必要があります。

7-1. システムの要件について

Q7-1-1 対象システムが1kW級なのは。

A7-1-1 今回の実証事業では、量産化によるコストダウン等を通じた実用化に期待の
かかる1kW級の燃料電池を対象としました。

Q7-1-2 燃料電池システムを30台以上提供できるメーカーのシステムとは。

A7-1-2 今までの試作機的なものからステップアップして、量産化に向けたシステムを期待し、この大規模実証事業へ各期毎に30台以上提供できるメーカーとしました。

Q7-1-3 LPはなぜ2%の効率低下を容認しているのか。

A7-1-3 都市ガスとLPの改質器について比較すると、運転条件が全く同じではなく、LPを燃料とする設備は、改質効率が厳しくなる傾向があると考えています。したがって都市ガスでの要件に対し2%低下を容認することとしました。

Q7-1-4 自己認証において要件に適合するシステムとは。

A7-1-4 自己認証において要件を満たすシステムであることを、システム提供者に示していただきます。

Q7-1-5 システムの耐久性が2年以上必要な理由は。

A7-1-5 燃料電池システムを設置後、2年間データを取得することから、システムの耐久性は2年以上必要と考えています。

Q7-1-6 計測器の仕様は決められているのか。

A7-1-6 計測器の仕様は、具体的に指示しておりませんが、一般又は詳細データ取得項目は重要なデータであり、専用の計測器を設けて取得することとしてください。ただし、専用の計測器を設ける場合と同等の精度が得られ場合は、システム内のセンサー類を用いても良いものとします。

7 - 4 . 金銭の授受について

Q7-4-1 実施者は、協力事業者やシステム設置先から金銭を徴収して良いか。

A7-4-1 実施者は、協力事業者やシステム設置先から、助成対象に係る金銭の徴収をすることは出来ません。

Q7-4-2 システム設置先が通信費や燃料代などの費用を負担して良いか。

A7-4-2 システム設置先が助成対象経費以外の部分について費用を負担することは問題ありません。

8 . 交付申請書の書き方について

Q8-1 助成金交付申請書(様式第1)の(別紙1)の経費の記載方法は。

A8-1 助成金交付申請書(様式第1)の(別紙1)の経費の記載方法は、「助成事業に要する経費」、「助成対象経費」のそれぞれの合計で記載して下さい。

Q8-2 助成金交付申請書を提出する時点で、システムの設置先が一部決まっていて、一部の設置先が未定の場合に、助成金交付申請書(様式第1)の(別紙2)記

載方法はどのようにしたらよいか。

- A8-2 助成金交付申請書を提出する時点で、システムの設置先が決まっていない部分については、メーカー毎、燃料種毎にまとめて記載し、併せて設置先選定方法について具体的に記載してください。

9 . 交付決定について

Q9-1 助成金交付決定のポイントは。

A9-1 助成金交付決定のポイントは、

助成事業の内容が交付規程、応募要領の要件を満たしているか
申請者の事業内容、実施体制、メーカー選定理由が適切であるか
システム設置先又はシステム設置先選定方法が適切であること
等を重点に委員会で検討して決定します。

10 . 契約について

Q10-1 助成事業を実施する場合、どのような手続きで発注先を決めるのか。

A10-1 助成対象経費に係る発注をする場合、競争入札が原則です。ただし、競争入札によることが著しく困難又は不適切である場合、指名競争や随意契約を行うことが出来ます。この場合、どのような理由で指名競争や随意契約を行ったのかについて、書類を作成して下さい。

Q10-2 契約書等を第三者と締結する場合、なにか注意する必要がありますか。

A10-2 契約書等を第三者と締結する場合は、交付規程に定められている事項を内容とする契約書等を締結して下さい。

Q10-3 契約書等を締結する第三者に協力事業者も該当しますか。

A10-3 実施者がシステムの設置工事等について協力事業者に依頼する場合は、協力事業者も第三者に該当します。この場合、Q10-1、Q10-2と同様に考えて下さい。

Q10-4 協力事業者と契約する必要がありますか。

A10-4 協力事業者として行う協力事業について、契約書や覚書を交わしたほうが好ましいと考えます。

Q10-5 実施者は、システム設置先との間でリース契約等を締結してよいか。

A10-5 本事業は、実施者自らがシステムを所有し、管理責任を負った上で一般家庭等にシステムを設置し、データを収集することに対して助成する制度であり、リース契約に基づくシステム設置者への有償貸与は本制度の対象となりません。

Q10-6 交付決定前に実施者とシステム設置先とで、システム設置に関する契約を締結して良いのか。

A10-6 交付決定を受ける前にシステム売買契約等助成対象経費の支出が発生する契約を締結していた場合は、交付決定は無効となります。助成対象経費の支出に関係しないシステム設置に関する契約は交付決定前に締結していてもかまいません。ただし、契約書の内容によっては助成事業の実施上問題となる場合がありますので、個別に財団にご相談下さい。

Q10-7 交付決定前の発注はできないことになっているが、メーカーへの発注はある程度事前に進めないと、日程的に厳しくなる。事前交渉はできないのか？

A10-7 メーカーとの事前交渉はかまいません。ただし交付決定前の発注はできません。

12. 計画変更について

Q12-1 定期報告を開始した後、システム設置先の住人が引っ越し、定期報告出来なくなった場合は、システム他の設置先に移設しよいか。

A12-1 計画変更により、設置先の変更申請を行い、財団の承認後移設して下さい。ただし、財団が承認する場合、必要に応じて条件を付す場合があります。

16. 助成金の額の確定について

Q16-1 実施者に提供されるメーカー品が、実施者との共同開発品である場合に問題はないか。また、申請者が製造メーカーに技術供与している場合に問題はないか。

A16-1 実施者がシステムを購入する場合において、当該実施者と購入メーカーとの間で実施者の知的財産権に係わる契約、共同開発に係わる契約、技術供与、ノウハウ開示その他実施者と購入メーカーとの取引によって実施者に利益が生じる関係が存在する場合は、実施者が購入メーカー（システム提供者）から購入する代金から実施者の利益相当分を排除した額で取引する必要があります。この場合、利益排除前と利益排除後の購入金額の明細を記載し、実施者の利益排除をしたことが確認できる書類を作成し、実施者の代表者等の印を押印した上で実績報告書に添付して提出してください。

19. 財産処分について

Q19-1 2年間の定期報告を終了すれば、システムを廃棄して良いのか。

A19-1 2年間の定期報告終了後は、撤去、廃棄することを原則としています。ただし、撤去、廃棄等の財産処分を行う場合、事前に財産処分の承認申請を提出し、財団の承認後撤去、廃棄して下さい。

- Q19-2 2年間の定期報告終了後も引き続き運転試験を行う場合は。
- A19-2 2年間の定期報告終了後も引き続き運転試験を行う場合は、延長研究を行う申請を提出し、財団の承認が必要です。ただし、財団が承認する場合、必要に応じて条件を付す場合があります。

20. データについて

- Q20-1 評価データとは。
- A20-1 評価データ報告を受けたデータ（一般データと詳細データ）は、メーカーと実施者の組毎に評価、検討を行い、主として次期の設置件数の台数割り当てに考慮するほか、4段階評価を行いA評価の組（実施者とメーカーの組み）については公表します。
- なお、次期の設置件数の台数割り当てにおいては、詳細データを重視します。具体的には、第1期の9/1～9/15までの評価データは、第2期の台数割り当てに考慮するほか、4段階評価を行いA評価の組は公表します。また、第2期の3/1～3/15までの評価データは、翌年度第1期の台数割り当てに考慮するほか、4段階評価を行いA評価の組は公表します。
- Q20-2 定期報告データとは。
- A20-2 定期報告を受けたデータ（一般データと詳細データ）については、評価、検討を行い燃料電池の導入、普及に向けた情報として共有を図ります。
- 定期報告データの取得は、実績報告書提出の翌月から取得を開始し、各月毎のデータを取得し四半期ごとに財団に報告します。定期報告期間は2年間です。例えば、第1期の場合は10月から定期報告データの取得を開始します。第2期の場合は3月から評価データ取得と同時に定期報告データの取得を開始します。
- Q20-3 一般データと詳細データとは。
- A20-3 一般データは主にシステムの機器としてのデータで(1)から(6)までの項目、詳細データは需要側で利用されるデータを加えたもので(1)から(8)までの項目です。
- 具体的なデータ取得項目は次の通りです。
- (1) 燃料電池発電量 (2) 燃料電池受電量 (3) 燃料電池燃料供給量 (4) 燃料電池熱回収量 (5) 発電時間 (6) 故障内容 (7) 燃料電池電力供給量 (8) 燃料電池湯供給量
- なお、次期の台数割り当ては、詳細データを重視します。
- Q20-4 詳細データ報告サイトの指定は。
- A20-4 詳細データ報告サイトの指定は、財団が交付決定時において実施者とメーカー毎に2ヶ所のシステムを指定します。

なお、交付決定時に設置先がすべて決定していない場合は、実施者はこれが決定した時点で、指定する書式により財団に設置先一覧表を提出するものとし、財団は、一覧表より2ヶ所を無作為に選定して、指定します。

また、財団が指定した2ヶ所以外の設備について、詳細データを取得して報告することは自由です。その場合は、追加的に提出されたデータも台数割り当て等に考慮します。

Q20-5 実施者が取得したデータは公表のために利用して良いのか。

A20-5 実施者が助成事業の目的の範囲で公表するために利用するのであれば結構です。ただし、事業者間の競争を煽ったり、特定の営業目的に利用するための広報宣伝に取得データを利用しないで下さい。

Q20-6 提出データのフォーマットは決まっていますか。

A20-6 各提出データの様式は決めています。実施者の方が各データを報告する場合、効率的に実施するため、共通のフォーマットを実施者に提供し、入力し提出して頂く予定です。

Q20-7 提出データは月平均値ですか。

A20-7 提出データは、実際に取得したデータを提出して頂き、効率等の演算は財団が行います。

2.3 . 定期報告の停止について

Q23-1 定期報告を開始した後、システム設置先の住人が長期の海外出張で定期報告出来なくなった場合はどうするのか。

A23-1 定期報告が出来なくなった場合は、財団に定期報告停止承認申請書を提出し承認を受けてください。この場合、助成金の返還が必要になる場合がありますので注意して下さい。

2.4 . 次期割り当ての評価について

Q24-1 助成事業に2期からの参加する場合、第2期の台数割り当ては。

A24-1 第2期に初めて申請する場合は、1期の評価データ等が無いので、台数割り当て評価については、評価する材料がありません、第1期の実施者の評価によって、プラスの場合と、マイナスの場合があると思います。いずれにしても委員会において検討させて頂きたいと考えています。

2.5 . その他

Q25-1 システムの設置先は公表するのか。

A25-1 実施者を通し、システム設置先を公表して良いか確認し、公表して良い回答を

頂いたシステム設置先については、積極的に公表していきたいと考えています。公表して良い設置先には、本事業を実施している旨のPR用の掲示版などを提供し、掲出して頂きたいと思います。

Q25-2 本実証事業の助成金は圧縮記帳の対象となるのか。

A25-2 本実証事業の助成金は、法人税法施行令第79条第五号に定める独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第1項第三号に基づく独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金に該当しますので圧縮記帳の対象になります。なお、詳しくは、最寄りの税務署に「定置用燃料電池大規模実証事業費助成金」と明示した上で直接お尋ねください

以 上